


No.	質問	回答
1	弊社と建物は床ではなく基礎で断熱の施工をしています。その場合の計算方法について知りたい。	資料①-P12 、土間の部分が、基礎全体に広がったものとして計算します。
2	基準一次エネルギー消費量の計算について	一次エネルギー消費量については、「平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示119号(誘導基準)」に記載されています。 (資料①-P4~P10) 実際の計算を行う場合は支援ソフトを使用し計算するのが一般的です。 計算プログラムは、 http://www.kenken.go.jp/becc/index.html にあります。
3	外皮性能に関する基準、計算方法を詳しく教えてほしい。	一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページに、1月31日に、「住宅の外皮平均熱還流率及び外皮平均日射熱取得量計算書」が公開されました。 資料①-P17 がこれを使用した計算シートです。
4	外皮性能の計算の様式や計算書等ありましたらお願いします。	 <p>住宅の外皮平均熱貫流率及び外皮平均日射熱取得量(冷房期・暖房期)計算書(木造戸建て住宅 Excel 版 ver1.3) ※2013年2月18日現在</p> <p>URL: http://www.hyoukakyoukai.or.jp/teitanso/gaihi.html</p>
5	低炭素住宅の仕様について。認定が通る一般的な仕様が知りたい。	一次エネルギー消費量の計算には、外皮の面積等に左右されるため、一概に、認定が通る基準を説明することは難しいです。
6	・建物仕様 ・住宅ローンや税金関係の緩和 ・認可申請手続き、期間、費用 について	建物の仕様は、認定基準を満たしたものになります。 住宅ローンや税金関係の緩和の部分は、 資料①-P19 をご確認ください。 認定申請手続き・費用につきましては、 資料② をご確認ください。
7	フラットとの併用について	フラットの申請と、低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査依頼を、同時に申請できます。 省エネ性の金利Aプランを適用の際は、所管行政庁が交付する認定低炭素住宅であることを証する書類=認定通知書の写しが必要になります。
8	特定行政庁により、民間審査機関の技術的審査は使用しないで直接審査する行政がある、と聞いたことがあります、実際のところはどうなのでしょう？	所管行政庁に認定申請する前に評価機関が技術的審査をする場合が、一般的な手続きの流れになると思われます。 一般社団法人住宅性能評価・表示協会のホームページより、「所管行政庁の検索」から確認できるようになります。 (資料②-P8)

■資料について

資料① 都市の低炭素化の促進に関する法律の概要

資料② 低炭素建築物(住宅)認定の流れ

資料③ 申請書類記入例一式

【参考資料】低炭素建築物認定に係る技術的審査マニュアル(住宅編)